



ご存じですか? その3

～ 障害基礎年金と障害厚生年金について

社会保険労務士
松永 貞子

若年性認知症などの病気やケガで障害の状態になった時、国から「障害年金」が受けられることはご存じですか? 今回は、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の概要についてご紹介しましょう。

《障害基礎年金》

■対象者

- ①生まれつき障害のある方や 20 歳前に初診日がある方。
- ②国民年金加入中に初診日がある方。
- ③60 歳以上 65 歳未満に初診日がある方。

つまり 0 歳から 65 歳未満に「初診日」がある方が「障害基礎年金」の対象者です。

※「初診日」とは障害の原因となった傷病について初めて医師等の診察を受けた日をいいます。整骨院、骨接ぎ、鍼灸院等は初診とは認められません。

■いつ、請求するの?

- ①20 歳になったとき。(生まれたときから障害のある方や 20 歳前に初診日がある方です)
- ②初診日から 1 年 6 ヶ月経過したとき。
- ③障害が重くなったとき。

■保険料の納付の要件

20 歳を過ぎてから「初診日」がある方は、国民年金保険料の納付について確認が必要です。保険料の納付が困難な方は「免除」の方法がありますので、お住まいの市区町役場でご相談ください。

■年金額について (平成 28 年度価額です)

- | |
|-----------------|
| 1 級・・・975,000 円 |
| 2 級・・・780,100 円 |

「障害基礎年金」は 1 級と 2 級のみで、障害者手帳の等級とは異なります。また、要件に該当する「子」がある場合は加算があります。

※「子」とは 18 歳の年度末までの子又は 20 歳未満で障害 1 級・2 級の子をいいます。

《障害厚生年金》

■対象者

厚生年金加入中に「初診日」がある方が対象です。

■いつ、請求するの?

- ①初診日から 1 年 6 ヶ月経過したとき
- ②障害が重くなったとき

■保険料の納付の要件

保険料の納付についての確認が必要です。

■年金額について

- | |
|---------------------------------|
| 1 級：障害基礎年金 (975,000 円) + 障害厚生年金 |
| 2 級：障害基礎年金 (780,100 円) + 障害厚生年金 |
| 3 級：障害厚生年金 (585,100 円の最低保証があり) |
- このほか障害手当金 (一時金) があります。

※「障害厚生年金」1 級・2 級は「子」の加算と「配偶者」の加算があります。

《傷害基礎年金と障害厚生年金の相違点》

いちばんの相違点は年金額です。大きな差があります。「障害基礎年金」と「障害厚生年金」のどちらが受給できるかは、「初診日」によって決まるのです。

- | | |
|-------------|-----------|
| 初診日が国民年金のとき | ⇒「障害基礎年金」 |
| 初診日が厚生年金のとき | ⇒「障害厚生年金」 |

若年性認知症の方は障害年金を受給できる可能性があります。「年金」は社会資源のひとつで終身、私たちの生活を支えてくれます。現在、会社へお勤めの方で「最近、様子がおかしい?」と思っている方は、在職中に必ず病院を受診しておいてください。厚生年金の加入中に「初診日」があることが、ご本人やご家族の安心につながります。

次回は具体例で説明します。 (つづく)